

一般社団法人 千葉県社会福祉士会
平成 29 年度 第 1 回理事会議事録

1. 開催日時 平成 29 年 5 月 14 (日) 10 : 00~12 : 05

2. 場 所

3. 出席者 会 長 洪 沢
副会長 相澤、奥野、大浦
事務局長 岡本 (武)
会員理事 (事務局次長・総務委員会 企画部会) 樽林
(総務委員会 広報部会) 山口 (利)
(研修委員会) 浅見、宮本
(ばあとなあ委員会) 小川、鈴木
(司法福祉委員会) 川上
(災害対策委員会) 常陸谷
外部理事 田中、近藤
監 事 山口 (定)、岡本 (崇)

4. 議 題

(1) 外部理事の退任について

社会福祉士養成校推薦 西尾 孝司氏

千葉県医業社会事業協会推薦 長谷川 眞砂子氏

(2) 外部理事の選任について

日本ソーシャルワーク教育学校連盟 山下 興一郎氏

千葉県医業社会事業協会推薦 江尻 和貴氏

(3) 第 5 回定時総会議案等について

イ) 議案第 1 号 平成 29 年度補正予算

ロ) 議案第 2 号 平成 28 年度事業報告および決算報告

(4) 臨時総会における代議員以外の会員からの意見の取り扱いについて

(5) 各委員会報告事項に対する質疑

(事前資料によりご確認ください)

(6) 理事有志による意見交換会について報告

(7) 社会福祉士勤務状況実態調査に関するアンケート (案) について

(8) 代議員制度について

5. 議事録

○ 出席者及び資料の確認

・ 岡本事務局長より、今回は第 1 回理事会となる。

現在、理事会出席者 14 名。1 名 30 分遅れの予定。定款第 34 条により定足数に達しており、本理事会は成立すると報告。配布資料の確認。

○ 渋沢会長から開会挨拶及び三役会報告

- ・ 6月の定時総会に向けての確認が中心になる
- ・ 4月有志の会での方向性として、次回3月臨時総会に向けて、ささえあい制度のぱあとなあへの移行での整理を進める。ぱあとなあは臨時全体会（8月5日）を予定している。
- ・ 三役会報告-代議員制度について、今のあり方が適当でないのではないか。意見交換会で意見を出し合うのはどうか。足がかりとして、第5回定時総会終了後、代議員の方との名刺交換会を行う予定である。代議員の方へのお知らせ文は総会資料に同封予定で、事務局次長が準備中である。
- ・ ぱあとなあの登録員の方からの苦情案件について、先般、面談をして一応終了とお伝えしてしまっただが、引続きメールもいただき、お話を伺う姿勢であることを改めて報告する。終了では無い。

定款 32 条に基づき、渋沢会長が議長を務める。

議事

(1) 外部理事の退任について

- ・ 2名の外部理事より退任届が提出されている。それぞれ、所属団体の任期規程による退任である。西尾 孝司氏・長谷川 眞砂子氏退任を承認いただきたい。

→承認

(2) 外部理事の選任について

- ・ 社会福祉士養成校は新たに日本ソーシャルワーク教育学校連盟となった。推薦いただいた2名、山下 興一郎氏・江尻 和貴氏の理事選任を承認いただきたい。

→承認

(3) 第5回定時総会議案等について

- ・ 議案第1号 平成29年度補正予算及び議案第2号 平成28年度事業報告および決算報告について、承認いただきたい。

→承認

○岡本事務局長より

- ・ 各委員会から、ここは伝えたいというところをワンセンテンス（一文）挨拶をお願いしたい。委員会によって時間が前後することが予想されるので、事務局長説明後、各委員会委員長より、1分～3分を目安に挨拶をお願いする。決算結果と予算との差異が大きいものについては、質問があった際、しっかり説明できるよう準備いただきたい。又、今後は決算結果を踏まえて予算計画をしっかり行っていける様、お願いしたい。

○渋沢会長より

- ・ 資料に載っていないこと、新しく代議員になられた皆さんにも各委員会がどんな活動をしているのか、分かり易い内容を一言お話しただけなら良いのではないかと。

質疑：

- ・ 倫理委員会については、以前から日本社会福祉士会の対応を待つとの話であったが、ずっと待つだけでなく、千葉県社会福祉士会として定款等を確認してきちんと倫理委員会メンバーを選びなおす等しての運営対応をしていただきたい。

説明：

- ・ 日本社会福祉士会のガイドラインに沿ったものを参考にして各県士会での対応を、とされている。今年度中に方向性を決め、倫理綱領を作成、3月臨時総会で決議し、平成30年度からの運用を考えているところである。今しばらくお待ちいただきたい。

(その他追加)

- ・ 平成30年の役員改選に向けての選挙管理委員の公募を行う。承認いただきたい。

→承認

(4) 臨時総会における代議員以外の会員からの意見の取り扱いについて

説明：副会長より経過を含め補足

- ・ この件の議論に先立ち、当事者（監事）には退席いただく。
- ・ 一般会員出席者から『ささえあい制度の会計処理の数字の齟齬について説明を求めたことに対する回答の長期間の放置、当時執行部の責任、当時の事務局長で現監事である当事者の退任を求める。』との意見が出た。一会員の意見に耳を傾けることも大事である。
- ・ 当事者より、『監事去就については、監事の解任は総会決議事項なので、代議員および理事、役員が解任を求めるのであれば議決してもらえば良い』と述べたことが議事録に載っているので、総会議案に上げるか否かを理事会で決めなくてはならない。

意見

- ・ いかにかに代議員以外も意見を述べる事が出来るとしても、結果、議長が了解してしまったが、議案の順番を変えたりしていたり、不規則発言とも取れる部分もあったのではないかな。
- ・ 意見としては受け止め、議長が後を引き取り、議決権のある代議員のみなさまに、その場に出された意見に対してどう思われるかを問いかけ、意見をいただくのが良かったのではないかな。
- ・ 監事としての職務を定款通りにやっていただきたい。
- ・ 監事の意見が議事録に残っているなら、総会の議案に上げないと、『なぜ議案に上げないのか?』とならないか。総会で決着で良いのではないかな。
- ・ これを議案として上げ、代議員に諮る?これで責任を取る!?誰も後任が居なくなるのではないかな。これが前例となるので慎重に決めていただきたい。
- ・ 決算報告は、今までの理事の皆さんも承認して総会で報告してきたことである。個人では無く、理事会全体としてみて、決議するべきではないかな。
- ・ 使途不明金を流用したとかの話では無く、処理がきちんと出来ていなかったという道義上の話なら、反省すべきところは反省するという事。
- ・ 代議員制度なのになぜ一般会員の意見を取り上げる話になるのか?監事は外部に、専門の方をお願いしたらどうか?
- ・ 代議員と一般会員の方の区別が付き難かった。席の配置が分かり辛かった。

説明：

- ・ 今後の代議員制度の見直しは必要ではないかと思っている。
- ・ 理事会で、総会には上げないと判断すれば、それを総会で報告すればよいことである。
- ・ 個人的な流用等の問題では無く、みなさんそれぞれが、出来る範囲の限りで、でも責任を持って担っている中での話しではないか。そもそも監事の選任は理事会で承認され、総会で議決されていることである。

- ・ 意見を取り上げここまで時間を取ってしっかり議論した。議論として十分ではないか。
- ・ 故意または重大な過失があった訳では無いので、解任を議案に上げることに、これは当たらない。これを議案に上げる事等があれば、今後事務局長を担ってくださる方も居なくなってしまうことが懸念される。
- ・ 監事の解任を総会の議案には上げないこととする。承認いただきたい。
又、今後の総会議事進行は議長に一任することとする。承認いただきたい。

→承認

- (5) 各委員会報告事項に対する質疑
(総務委員会 広報部会)

説明：

- ・ 報告資料一部誤植、点と線 94 号発送予定日を 7 月 26 日に訂正
- ・ 特集記事では、田中理事・川上理事にご協力いただいた。
(ばあとなあ千葉)

説明：

- ・ 理事会資料の通りを説明報告。
(研修委員会)

説明：

- ・ 次回理事会（7 月 30 日第 3 回理事会）終了後、午後から生涯研修センター委員会を開催したい。
(居住安定確保事業)

説明：

- ・ 受託決定が臨時総会后、3 月 20 日過ぎのため、予算報告には間に合わず、補正予算での報告となった。
- ・ 2 年目受託事業であるが、受託金額が増額となった。支援員の頑張り、成果を認められ評価をされた結果である。
- (6) 理事有志による意見交換会について報告-会長挨拶で触れたので割愛する。
- (7) 社会福祉士勤務状況実態調査に関するアンケート（案）について

説明：

- ・ 社会福祉士の待遇改善の働き掛けに向けて、事前に現状はどうか？を、代議員の方に前回臨時総会終了後にご提案いただいた。まずはその代議員の方に作成いただいた内容を今回資料とした。3 月臨時総会案内若しくは来年度 6 月総会案内に向けて内容決めていきたいので、どの委員会でやるのかを含め、ご意見をいただきたい。

意見：

- ・ 地域を追加してはどうか。
- ・ 10 年位前ではあるが、同様のアンケートあったかと思う。項目を合せる等については、日本社会福祉士会に確認できるのではと思う。

説明：

- ・ まずは三役会で詰めて改めてご意見をいただくこととする。
(8) 代議員制度について

説明：

- ・ 今後の代議員制度の見直しは必要ではないかと思っている。どのように検討していくか、

どう見直していくかについて、ご意見いただきたい。

- ・ お手元の規程集、代議員専任規程をまずはご確認ください。代議員欠員の措置には選挙管理委員会へ報告し代議員となる。となっているが、現状は、代議員専任報告書に理事若しくは当該地区の世話人推薦の報告書を事務局で受理し、欠員補充となっている。整理が必要である。

経緯説明：監事より（当時事務局長）

- ・ 代議員導入前（当時会員数約 1,300 名）は、書面表決を総会成立数まで集めるだけでも大変な時間手間が掛り苦勞していた。総会前 2 週間は、会長が全理事に協力をお願いして同意していただいた理事が電話を掛け書面表決提出委任状の提出をお願いし、ギリギリ 50% 集めていた現状であった。
- ・ 懲戒決議、倫理案件を議案とする場合、事前資料とすることは個人情報の面からも不可である。よって資料送付出来ないため委任状も書面表決回収も不可となり総会が成立しなくなる。

意見：

- ・ 代議員制度が機能していないのではないかと心配されている。このままで良いのか？時間をかけ丁寧に検討していただきたい。
- ・ 代議員制度は、意見の反映がされなくなるのではないかと危惧される面がある。活動が低下するのではと心配される面もある。
- ・ 代議員制度の導入前の方が意見は活発に出ていたように思う。
- ・ 当時の議事録はあるのか？
- ・ まずは、今の代議員制度の評価を経ての議論ではないか。

説明：

- ・ 早急に決めることはせず、まずは次回総会後の代議員との名刺交換会の際の話の一つとさせていただき、様々な意見があると思うので、これから議論していく。

説明：事務局長

- ・ 6 月 18 日（日）定時総会開催の午前 10 時から、第 2 回理事会を開催する。宜しく。

12 : 05 閉会